

付加給付金

関西ペイント健康保険組合では皆様の高額な医療費のご負担額が軽減されるように法定給付に追加してさらに付加給付を独自で支給しています。

内容：1つの医療機関で支払われた額に基づき、診療明細毎に規程の計算式（下記表参照）により算出した額を付加給付として支給します。（千円未満切捨）

付加給付の計算の所得区分と計算式

所得区分			付加給付の計算式
上位所得者	ア	標準報酬月額83万円以上	(自己負担金－50,000円)×0.6
	イ	標準報酬月額53万～79万円	(自己負担金－50,000円)×0.6
一般所得者	ウ	標準報酬月額28万～50万円	(自己負担金－25,000円)×0.6
	エ	標準報酬月額28万円未満	(自己負担金－25,000円)×0.6
低所得者	オ	市町村民税非課税者	(自己負担金－12,000円)×0.6
			端数処理1000円未満切捨て

法定による還付額が支払われた場合には、実際の付加給付の金額が表記の計算式の結果と異なる場合があります。